



平成30年度鹿児島県がん対策推進協議会
情報提供資料



望まない受動喫煙の防止を図る 健康増進法の改正について

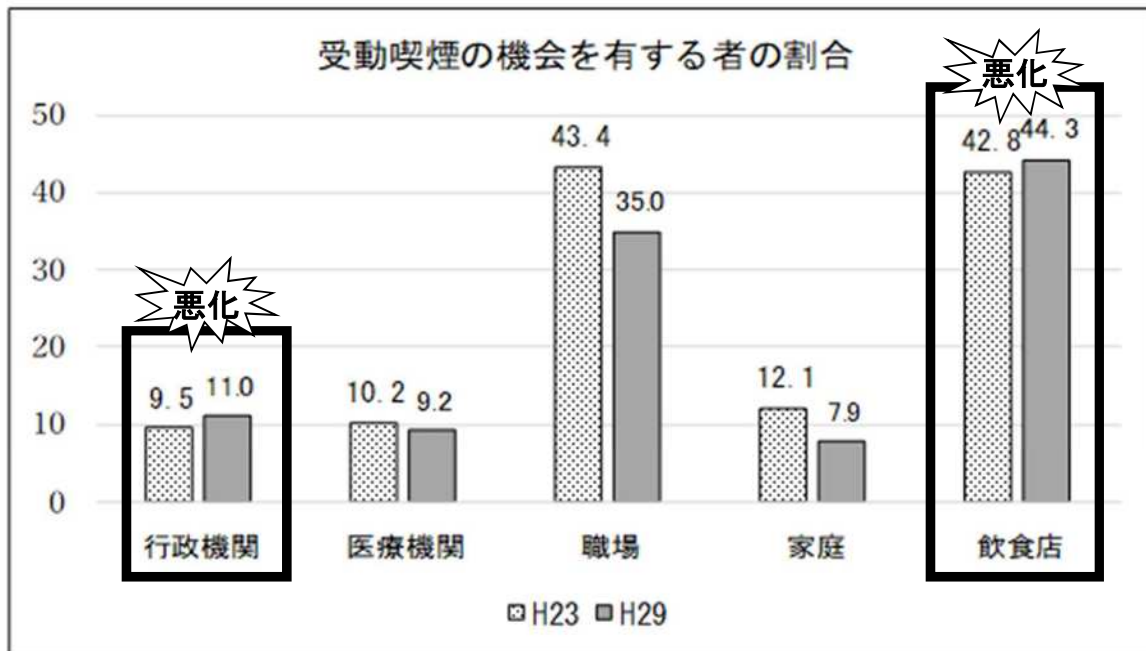
- 喫煙に関する鹿児島県の現状
- 受動喫煙による健康影響
- 喫煙による経済損失
- 健康増進法の一部を改正する法律等の概要
- 助成制度等について
- たばこの煙のないお店について

鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課
主幹兼健康増進栄養係長 吉見

1

喫煙に関する鹿児島県の現状

健康かごしま21 (平成25年度～平成34年度) 中間評価報告書から



受動喫煙の機会を有する者の割合は、行政機関と飲食店で増加し、悪化しています。

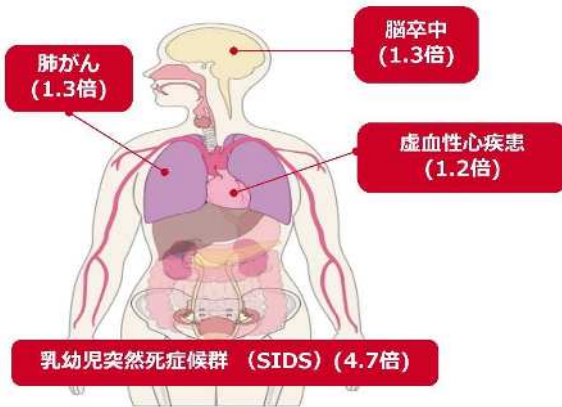
2

受動喫煙による健康影響

- 受動喫煙によってリスクが高まる病気※には**肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群 (SIDS)**がある。
- 年間15,000人が、受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されている。

※因果関係を推定する証拠が十分(確実)な病気

受動喫煙によってリスクが高まる病気



() ...受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ、病気になるリスクが何倍か

出典 「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、
国立がん研究センターがん情報サービス

受動喫煙による年間死亡数推計値

	男性	女性
肺がん	627	1,857
虚血性心疾患	1,571	2,888
脳卒中	2,325	5,689
小計	4,523	10,434
乳幼児突然死症候群 (SIDS)	73	
合計	15,030 (人)	

※各疾患の死亡数の何%が受動喫煙によるものかを計算し、その割合を2014年の死亡数に乘じ算出した。

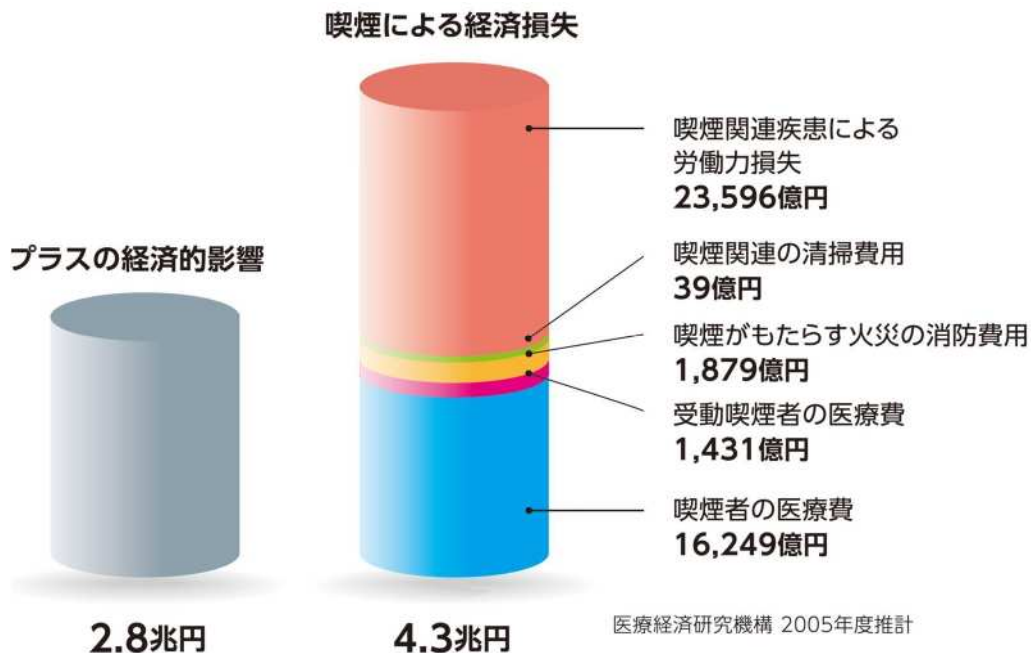
出典 厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」

3

喫煙による経済損失

2005年の1年間で喫煙による経済損失は**4.3兆円**に上る。

これに対して、**税収や産業の利益、賃金**さらには**他産業への波及効果**を含めた喫煙が及ぼす**経済的な貢献**については**2.8兆円**にとどまると推計されている。



4

健康増進法の一部を改正する法律等の概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

5

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (第一種施設について)

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
 - ・病院、診療所
 - ・行政機関の庁舎 等
- 第一種施設

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所(特定屋外喫煙場所)に、喫煙場所を設置することができる。

【主な対象施設】

- ・幼稚園、小・中・高校、大学
- ・乳児院、保育所、児童養護施設
- ・病院、診療所、助産所、薬局
- ・介護老人保健施設、介護医療院
- ・あん摩マッサージ、はり、きゅう、柔道整復の施術所
- ・認定こども園、母子健康包括支援センター 等

※特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい。

6

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (特定屋外喫煙場所について)

○特定屋外喫煙場所

第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所

屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置

- 1 喫煙をすることができる場所が区画されていること
「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要がある。
例：パーテーション等による区画が考えられる
- 2 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること
当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要がある。
- 3 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること
「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、
例：建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所



標識例

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (第二種施設について)

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道
- ・国会、裁判所等

*個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

【経過措置】

既存の経営規模の
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）
経営判断により選択



○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能
喫煙可能(※)



- ※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、
- ①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
 - ②客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

経営判断等

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (既存特定飲食提供施設について)

改正健康増進法の施行の際、現に存する飲食店、喫茶店その他の設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設のうち、以下を満たす施設

- ①個人又は②資本金又は出資の総額が5,000万円以下の会社(※)が営みかつ
- ③客席面積100㎡以下

※資本金又は出資の総額が5,000万円の会社であっても次の場合は除く。

- ・1つの大規模会社(資本金又は出資の総額が5,000万円を超える会社)が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社
- ・大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社

◆喫煙可能室を設置した既存特定飲食提供施設が備えなければならない書類

- 1 施設の客席部分の床面積に係る資料(店舗図面等)
- 2 会社の資本金の額又は出資の総額に係る資料(会社が営む場合に限る。)

◆喫煙可能室を設置した既存特定飲食提供施設が県に届け出なければいけない事項

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 施設の管理権原者の氏名及び住所

※届出内容に変更がある場合及び喫煙可能室を廃止する場合は、届出が必要

9

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (喫煙目的施設について)

喫煙を主目的とする施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店

喫煙目的施設

○ 施設内で喫煙可能

(1) 公衆喫煙所

施設の全ての場所を専ら喫煙する場所とするものであること

(2) 喫煙を主目的とするバー、スナック等

- ・たばこの対面販売(出張販売を含む。)をしており、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主目的とする。
- ・併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うもの(「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。)

(3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売をし、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主目的とする。
(たばこの販売については、対面販売をしている場合に限る。)
(設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く。)

喫煙を主目的とするバー、スナック等や店内で喫煙可能なたばこ販売店は、たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項の許可に関する情報の帳簿を備えなければならない。

10

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (屋外や家庭等について)

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。

子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

施設を管理する者が喫煙場所を定める場合は、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするように配慮しなければならない。





(具体例)

○ 出入口付近や利用者が多く集まる場所には設置しない

○ たばこの煙の排出先については、周辺の通行量や状況を勘案して受動喫煙が生じない場所とする 等

11

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (喫煙室の類型について)

	喫煙専用室 	指定たばこ(※)専用喫煙室 (※)加熱式たばこを指定する予定 	喫煙目的室 	喫煙可能室 
設置できる施設	第二種施設	第二種施設	喫煙目的施設	既存特定飲食提供施設
場所	屋内の「一部」	屋内の「一部」	屋内の「全部又は一部」	屋内の「全部又は一部」
必要となる措置	室外への煙の流出防止措置	室外への煙の流出防止措置	室外への煙の流出防止措置	室外への煙の流出防止措置
紙巻たばこ	○	×	○	○
加熱式たばこ	○	○	○	○
室内での喫煙以外の行為	×	○	○	○

12

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (喫煙室の技術的基準について)

1 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること

2 たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること

「壁、天井等」：建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造

「区画」：出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められない

3 たばこの煙が屋外または外部に排気されていること



13

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (喫煙室の技術的基準について)

※ 施設内が複数階で分かれている場合、指定たばこの煙が、喫煙階から禁煙階に流出しないよう壁、天井等によって区画されていること。【指定たばこ専用喫煙室】

※ 既存特定飲食提供施設の全部の場所を喫煙可能室とする場合の技術的基準は、喫煙可能室が壁、天井等によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていること。

※ 法律の施行時点に既に存在している建物等で、管理権原者の責めに帰することができない事由によって基準を満たすことが困難な場合は、たばこの流出防止に係る技術的基準について一定の経過措置を設ける。

14

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (従業員に対する受動喫煙対策について)

1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

15

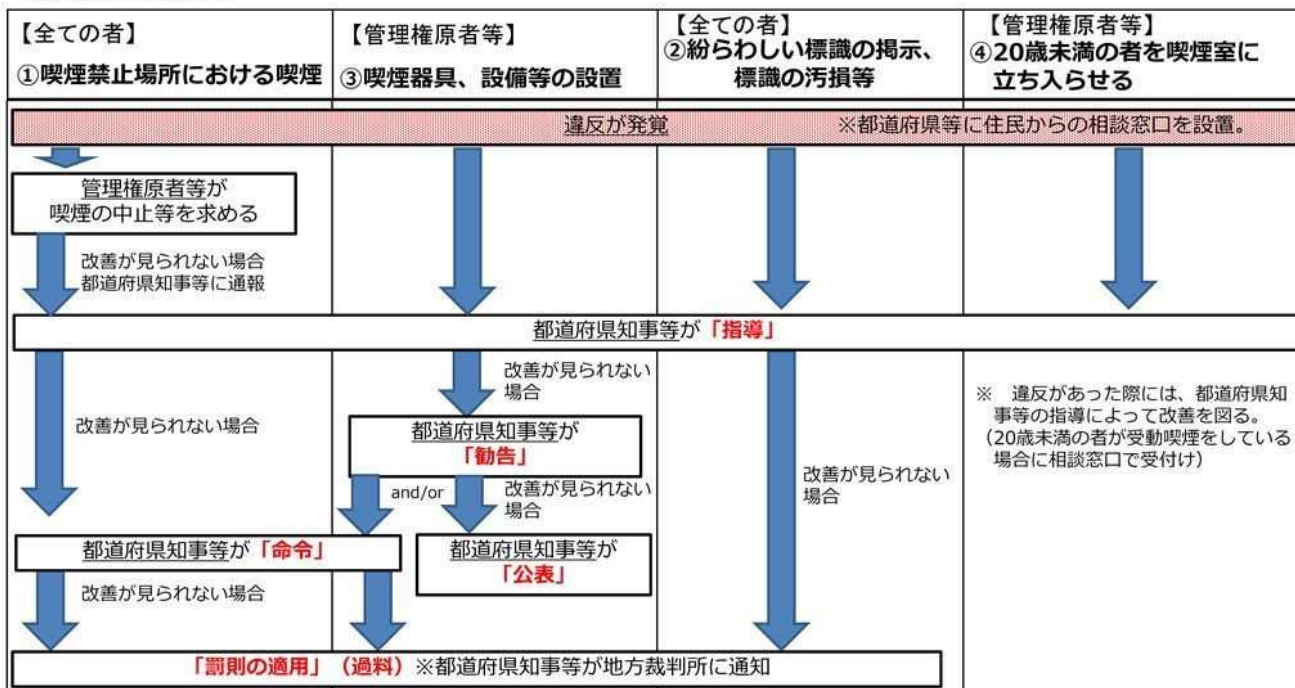
健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (法の施行期日について)

2018年	2019年	2020年
7月25日	1月24日 7月1日 9月（ラグビーW杯）	4月 7月（東京オリパラ）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">法律公布</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 一部施行①（国及び地方公共団体の責務等） <small>（公布後6ヶ月以内で政令で定める日）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関） <small>（公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日）</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 全面施行（上記以外の施設等） 2020年4月1日 </div>	

16

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (義務違反者への対応について)

<義務違反時の対応>



17

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (義務違反者への対応について)

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料(※2)
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△(※1)	○(命令に限る)	○(30万円以下)
	紛らわしい標識の掲示禁止 ・標識の汚損等の禁止	○	-	○(50万円以下)
施設等の管理権原者 (所有者等の、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のこと) *を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者(管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと)にも義務が発生する。	喫煙器具・設備等の撤去等*	○	○	○(50万円以下)
	喫煙室の基準適合	○	○	○(50万円以下)
	施設要件の適合 (喫煙目的施設に限る)	○	○	○(50万円以下)
	施設標識の掲示	○	-	○(50万円以下)
	施設標識の除去	○	-	○(30万円以下)
	書類の保存(喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る)	○	-	○(20万円以下)
	立入検査への対応*	-	-	○(20万円以下)
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止*	○	-	-
	広告・宣伝(喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る)*	○	-	-

(※1) 法律上指導・助言について明記していないが、喫煙を発見した場合、命令をする前に違反者に対して、指導により対応していく。その上で、繰り返し指導してもなお喫煙を続ける等の改善が見られない場合に、命令をする。

(※2) 本法律における「過料」とは、秩序罰としての「過料」であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものである。また、「過料」の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定される。

18

「たばこの煙のないお店」について



《登録対象》

「飲食店」又は「喫茶店」のうち、

- ①敷地内禁煙
- ②建物内禁煙
- ③テナント等禁煙

のいずれかに取り組む店舗

《登録区分》

- ①敷地内禁煙
- ②建物内禁煙
- ③テナント等禁煙

《登録店舗数》（鹿児島市を除く）

529店舗（平成31年3月11日現在）